

## 鉱害防止積立金の支払利息の改定について

平成23年6月22日  
原子力安全・保安院  
鉱山保安課

## 1. 背景

- (1) 金属鉱業等鉱害対策特別措置法（昭和48年法律第26号。以下「法」という。）第7条の規定に基づき、採掘権者等は、坑道及び集積場である特定施設の使用終了後に実施する鉱害防止事業に必要な費用を、鉱山の操業中にあらかじめ鉱害防止積立金として、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）に積み立てることが義務づけられている。
- (2) 一方、鉱害防止積立金は、積み立てた者の資金の流動性を凍結させるものであるため、その積立者に対し、できるだけ過大な負担をかけないように当該積立金に利息を付すことが法第8条に定められている。
- (3) その利息の利率は、金属鉱業等鉱害対策特別措置法施行規則（昭和48年通商産業省令第60号。以下「規則」という。）第16条第1項に規定されており、現在、年0.8%である。

## （参考）利息利率の変遷

・昭和48年	6月制定	年4.5%
・昭和60年	7月改正	年6.0%
・平成6年	10月改正	年2.5%
・平成8年	7月改正	年1.0%
・平成11年	8月改正	年1.5%
・平成18年	3月改正	年0.8%

- (4) 鉱害防止積立金の利息の支払いは機構が行っているが、最近の金利の状況下では、規則で決められた利息の支払い後の準備金が積み上がっている状況である。このため、支払利息の改正が必要となっている。

## 2. 改正（案）

利息の具体的な利率は、今後の鉱害防止積立金の運用金利の見通しを勘案し、改定後の金利による利息の支払いが安定的に推移し、かつ、適正な準備金残高となるよう変更する予定。（0.8% → 1.0%）

## 3. 改正省令の施行日

平成23年10月1日（予定）

【 参考条文 】

● 金属鉱業等鉱害対策特別措置法（昭和48年法律第26号）（抄）

（鉱害防止積立金の積立て）

第7条 採掘権者又は租鉱権者は、毎年度、鉱山保安法第8条の規定により措置を講じなければならないものとされる特定施設（使用済特定施設を除く。以下この条において同じ。）ごとに、産業保安監督部長が第4項の規定により通知する額の金銭を鉱害防止積立金として積み立てなければならない。

2 鉱害防止積立金の積立ては、経済産業省令で定めるところにより、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）にしなければならない。

3 鉱害防止積立金は、機構が管理する。

4 鉱害防止積立金の額は、当該特定施設に係る鉱害防止事業に必要な費用の額及び当該特定施設の使用期間を基礎とし、経済産業省令で定める算定基準に従い、産業保安監督部長が算定して通知する額とする。

（利息）

第8条 機構は、経済産業省令で定めるところにより、鉱害防止積立金に利息を付さなければならない。

● 金属鉱業等鉱害対策特別措置法施行規則（昭和48年通商産業省令第60号）（抄）

（利息）

第16条 法第8条の利息は、1年について0.8パーセントとする。

2 前項の利息は、鉱害防止積立金の受入れの日及び払渡しの日については、付さない。

第17条 機構は、前条の利息につき権利を有する者から請求があつたときは、これを払い渡さなければならない。